

協定書

朝霞市、志木市、和光市及び新座市(以下「関係市」という。)は、市立図書館の相互協力を促進し、広域利用を行うことにより、関係市市民の自主的な学習の場の拡大とともに、文化、教養の向上に寄与し、図書館奉仕の発展を図るため、別紙要綱により協定を締結する。

この協定の締結の証とするため、本書4通を作成し、押印の上、関係市がその1通を保有する。

平成23年3月11日

朝霞市教育委員会
志木市教育委員会
和光市教育委員会
新座市教育委員会

朝霞地区四市公立図書館相互利用事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、朝霞市、志木市、和光市及び新座市(以下「四市」という。)の公立図書館(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第2項に規定する公立図書館をいい、以下「図書館」という。)の広域利用に関し必要な事項を定め、相互の利用を行うことにより、市民の自主的な学習の場を拡大し、文化、教養の向上に寄与することを目的とする。

(事業の名称)

第2条 この事業は、「朝霞地区四市公立図書館相互利用事業」と称する。

(利用者の範囲)

第3条 この事業を利用できる者は、朝霞市の利用カード、志木市の利用者カード、和光市の図書利用券又は新座市の貸出券の交付を受けた者とする。

(利用資料の範囲)

第4条 利用できる資料は、図書館法第3条第1号に規定する図書館資料とし、個人貸出しに限る。

(利用の方法)

第5条 図書館は、四市の市民等の利用について、当該図書館の属する市の条例、規則等の定めにより扱うものとする。

(会議)

第6条 この事業の円滑な運営を図るため、必要に応じ、朝霞地区四市図書館連絡会を開催し、協議する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、四市の図書館長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 朝霞地区四市公立図書館相互利用(試行)実施要綱(平成5年2月1日施行)は、廃止する。